

- (4) 次の表の基礎資格を取得した後、それぞれの在職年数と所要単位を充足した場合は、教育職員検定により当該免許状の授与を受けることができます。(免許法附則第18項)

受けようとする免許状の種類			幼稚園教諭一種及び二種免許状	幼稚園教諭一種及び二種免許状
基礎資格 (備考2)			児童福祉法第18条の6第1号に規定する指定保育士養成施設を卒業していること又は同法第18条の8第1項に規定する保育士試験若しくは国家戦略特別区域法第12条の5第6項に規定する国家戦略特別区域限定保育士試験に合格していること	児童福祉法第18条の6第1号に規定する指定保育士養成施設を卒業していること又は同法第18条の8第1項に規定する保育士試験若しくは国家戦略特別区域法第12条の5第6項に規定する国家戦略特別区域限定保育士試験に合格していること
在職年数(備考3)			3年かつ勤務時間の合計が4,320時間以上	(備考4)
科目名			単位数	
解目保 に育 又 は 教 育 の 指 導 法 に 関 する 基 礎 的 理 科	保育内容の指導法に関する科目	保育内容の指導法(情報機器及び教材の活用を含む。)	2(備考6)	1(備考7)
	教育の基礎的理解に関する科目	教職の意義及び教員の役割・職務内容(チーム学校運営への対応を含む。)	2	2
		教育に関する社会的、制度的又は経営的事項(学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。)	2	2
		教育課程の意義及び編成の方法(カリキュラム・マネジメントを含む。)	1	1
	道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目	教育の方法及び技術(情報機器及び教材の活用を含む。)	(備考6)	(備考7)
幼児理解の理論及び方法		1	—	
合計			8	6

備考1 単位は、認定課程(前記(1)備考2)によるほか、他の課程(免許法認定講習等)においても修得することができます。

- 2 学士の学位を有する場合は幼稚園教諭一種免許状、短期大学士・専門学校卒等の場合は幼稚園教諭二種免許状(高等学校を卒業していない者を除く。)が授与されます。
- 3 対象となる実務経験は以下の職員として、良好な成績で勤務した経験となります。
 - (1) 幼稚園(特別支援学校の幼稚部を含む。)において、専ら幼児の保育に従事する職員(幼児の保育に直接携わらない勤務は除く。)
 - (2) 幼保連携型認定こども園において園児の教育及び保育に従事する職員
 - (3) 次の施設における保育士(国家戦略特別区域法第12条の4第5項に規定する事業実施区域内にある施設にあっては、保育士又は当該事業実施区域に係る国家戦略特別区域限定保育士)

- ア 認可保育所
- イ 認定こども園
- ウ 小規模保育事業（A型、B型に限る。）を行う施設
- エ 事業所内保育事業を行う施設（利用定員が6人以上であるものに限る。）
- オ 公立の認可外保育施設
- カ へき地保育所
- キ 幼稚園併設型認可外保育施設
- ク 認可外保育施設（認可外保育施設指導監督基準を満たすもの）

※ ウ〜クにあつては、乳児又は幼児を専ら一時的に預かり又は宿泊させ必要な保護を行うものを除きます。

- 4 保育士等としての実務経験が3年以上、かつ勤務時間の合計が4,320時間以上に加えて、幼保連携型認定こども園において保育教諭等としての実務経験が2年以上、かつ勤務時間の合計が2,880時間以上の在職年数を満たす必要があります。
- 5 「教育に関する社会的、制度的又は経営的事項」の学修にあつては、日本国憲法の内容（とりわけ第26条（教育を受ける権利））が取り扱われるよう留意してください。取り扱われていない場合は、上記のほか日本国憲法の内容の修得が必要です。
- 6 「保育内容の指導法（情報機器及び教材の活用を含む。）」及び「教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。）」を合わせて2単位修得してください。
- 7 「保育内容の指導法（情報機器及び教材の活用を含む。）」及び「教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。）」を合わせて1単位修得してください。
- 8 免許法附則第18項による幼稚園教諭の普通免許状の授与の特例については、改正認定こども園法の施行の日から起算して15年を経過する日（令和12年3月31日）までの間とします。